各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課

令和４年１月21日付け文科省メール本文

※本メールは、各都道府県・指定都市教育委員会総務課、学校保健担当課の両方に送付しています。

大変お世話になっております。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課でございます。

政府においては、新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や、医療のひっ迫を防ぐ観点から、各幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等に対して、同感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キット（以下「キット」という。）を配布したところです。

このたび、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添のとおり事務連絡「『職場における積極的な検査等の実施手順』及び『職場における積極的な検査等の実施手順（第２版）』に関するQ＆Aについて」（令和４年１月18日。以下「別添事務連絡」という。）において、当該従業員が在宅で検査を行う場合の考え方が示されたのでお知らせします。

別添事務連絡では、「抗原定性検査キットを適切に利用した経験等がある社員については、当該企業が購入・保管しているキットを一定数持ち帰り、自宅等において必要に応じて利用することは差し支えない。」とされ、自宅で検査を行うことを可能とする旨が示されています。すなわち、政府が配布したキットを、教職員が一定数持ち帰り、自宅等において必要に応じて利用する（※１）ことは差し支えありません。

（※１）キットを利用する教職員におかれては、文部科学省及び厚生労働省が作成した学校における抗原簡易キットの活用の手引きや各製品の説明書を理解し、厚生労働省が以下のＨＰで公開するＷＥＢ教材を学習したうえで、検査を実施してください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\_00270.html）

そのため、例えば、自治体の判断により、陰性の検査結果によって教職員の待機期間の短縮が認められる場合（※２）の検査に、政府が配布したキットを活用することも想定されます。

（※２）「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について」（令和4年1月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において「『(別添)事業の継続が求められる事業者』に学校等が追記されたところであり、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間の短縮については、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する」と示しております。（https://www.mext.go.jp/content/20220120-mxt\_kouhou01-000004520\_2.pdf）

なお、自宅での検査の実施にあたっては、研修を受けた教職員が、検査結果を必ず報告させ、陽性者に対しては速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。可能な限り、研修を受けた教職員がオンラインで立ち会い又は管理下において検査を実施してください。

都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、設置する学校等に対して速やかな周知をお願いします。併せて、都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村（政令指定都市を除く）に対して、域内の市区町村教育委員会が設置する学校等への速やかな周知を依頼してください。

御多用の折恐縮ですが、何卒よろしくお願いいたします。

（参考）

○抗原簡易キットについて（文部科学省Webサイト）

https://www.mext.go.jp/a\_menu/coronavirus/mext\_00140.html

＜本件連絡先＞

文部科学省

初等中等教育局健康教育・食育課

０３－５２５３－４１１１（内２９７６）